



特別支援教育就学奨励費のお知らせ

二宮町教育委員会では、町立小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒又は学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する方のうち、経済的な援助を必要としているご家庭に、学用品費など就学に必要な費用の一部を援助する、特別支援教育就学奨励事業を行っています。

調査の受付後、世帯の収入状況等を総合的に検討し、援助の対象となるか審査します。

なお、年度ごとの申請となりますので、2年目以降も引き続き援助を希望される場合は、毎年必要な書類を提出してください。

※ 就学援助を受けているご家庭は、対象になりません。

1. 申請手続き

※ 令和4年6月頃に、学校(担任の先生)を通じて書類を配布します。

1 提出期限 **令和4年6月30日(木)**

2 提出書類

① 「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」

② 下記のいずれかの書類

A 「令和4年度給与所得等に係る町民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書」(写)

B 「令和4年度課税証明書」

※ 世帯全員分を提出してください。

※ B を提出される場合は、令和4年1月1日に住民登録していた市町村の役所で発行手続きを行ってください。

②は、令和4年1月1日に、
二宮町外に在住していた方のみ
提出してください。

3 提出先 各小中学校(担任の先生)

2. 援助費の支給方法

1 支給時期

1学期分 : 8月下旬～9月上旬予定(認定作業後に振り込むため)

2, 3学期分 : 各学期終了後

※ 指定していただいた金融機関の口座に振り込みます。

2 必要書類

レシート・領収書等(学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費、体育実技用具費のみ)

※ レシート・領収書等がないと補助を受けることができませんので、必ず保管しておいてください。

※ 前年度3月～当該年度2月までに購入したものが対象ですが、新入学児童生徒学用品費については、それ以前に購入した場合でも対象となります。

※ 学校で購入しているものは、報告不要です。

次ページに続く

3. 援助費の種類及び額（国の基準を踏まえて変更する場合があります）

※全て実費の1/2を支給しますが、(1)(2)(6)については限度額があります。

(1) 学用品・通学用品費……学期ごとに、実費の1/2を支給します。

小学校 年限度額 5,815円

中学校 年限度額 11,365円

*品目例：筆記用具、文具、上履き、体操着、体育館履き、防災ずきん、名札等

(2) 新入学児童生徒学用品費 ……実費の1/2を支給します。

小学校 年限度額 25,300円

中学校 年限度額 28,700円

*品目例：ランドセル、カバン、制服、生徒手帳等

(3) 給食費……学期ごとに、実費の1/2を支給します。

(4) 校外活動費……学期ごとに、遠足などの校外活動にかかった実費の1/2を支給します。

(5) 修学旅行費……実費の1/2を支給します。

(6) 体育実技用具費……（領収書が必要になります。）

柔道着、剣道衣・竹刀・防具袋・防具一式の授業で使用するものが対象です。実費の1/2を支給しますが限度額があります。部活動で使用するために購入した場合は、対象外です。また、領収書が必要ですので、必ず控えておいてください。

（限度額 柔道 3,755円 剣道 25,970円）

※ 上記(1)(2)(6)について、支給金額の決定には、関連のレシート・領収書の提出が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

4. お問い合わせ先

二宮町教育委員会 教育部 教育総務課 教育総務班

二宮町二宮961番地（町民センター隣り）

電話 0463-75-9261（直通）

町HP <https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp>

